

議長	事務局長	次長	総務係長	書記

委員会記録簿
(閉会中)

委員会名	議会広報特別委員会		
開会日時	2023年4月7日 9時1分 開会		
	2023年4月7日 16時03分 閉会		
場所	第1委員会室		
出席者数	委員定数6名中、出席者5名		
出席委員	新田 和明	田邊 介三	—
	南澤 克彦	山本 敦博	—
	宍戸 邦夫	—	—
議長	—	—	—
欠席委員	武岡 隆文	—	—
出席した事務局職員	主任主事	山口 渉	主事 實村 嶽
付議事件	(1) 議会だより第77号の編纂について		

1. 経過

【開会 9:01】

(1) 議会だより第77号の編纂について

○新田委員長

開会する。

議会だより第77号の編纂について、読み合わせにより確認を行う。

(2) 検討事項について

(1) 2ページ スローガンの表現について

- ・原案→変化こそが可能性！

スローガンは施政方針表明の終わりから2行目「変化こそが可能性です。」を抜粋。

(意見)

- ・このスローガンは市長の発想での言葉であり、議会としての思いではない。
- ・毎回スローガンを入れていたが、スローガンを入れる必要があるか。

【結論】

- ・スローガン必要の可否、スローガンを掲載する場合のスローガン案を次回の委員会で議論。

(2) 14ページから18ページ 一般質問の確認について

【前回号発行時点での現状】

(現状の方法)

初稿の際に議員が執筆した一般質問について、委員会で読み合わせにより確認。修正すべき箇所を議員へ指摘。

その後、執行部からの指摘事項を議員へ指摘。計2回の確認作業を実施。

(課題)

執筆者へ2回の確認作業が必要になる。確認方法を定める必要あり。

(意見)

- ・議事録を基に委員会で原稿を確認。執行部からの指摘事項と合わせて議員へ指摘。計1回の作業にしてはどうか。
- ・担当を予め決めて事前に確認し、指摘事項の部分のみを読み合わせにより確認してはどうか。
- ・文責は議員本人に帰属するとしているので、執筆者の責任で作成し、委員会では確認を行わなくてもよいのでは。

→次回の委員会で議論することとした。

【本委員会での議論】

- ・責任は議員本人で良いと思うが、委員会では議事録に基づいてチェックをしないと委員会の役割を果たさないので。その後指摘の修正可否は、執筆者の議員に一任する。委員会で読み合わせを行うと時間がかかるので、事前に提出された議事録を委員へ配布し確認してはどうか。

- ・議事録との整合性が合わない記載を執筆者がしていた際に、指摘をしたが執筆者の受け取り方で掲載をしているとの意見あり。（76号発行の際に2件あり）
本人の責任により指摘はしなくてもいいのでは。

【結論】

- ・執筆者が提出された議事録を委員へ配布し、各自確認。執行部からの指摘事項を踏まえ、委員会・執行部からの指摘事項をまとめて執筆者へ指摘。（計1回の確認作業）

指摘後の対応は執筆者へ一任する。（文責は議員本人へ帰属）

→委員会後、委員へ議事録を送付。次回の委員会で指摘事項を各自報告することとした。

(3) 20ページ 地域懇談会の掲載について

地域懇談会で要望のあった事項について、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会へ振り分けた意見・要望を市長へ提出した。

（検討点）提出した内容をホームページ等で公表できないか。

（現状）公表はしていない。

（意見）要望した内容を周知することで進捗状況を周知できる。

周知方法として、1. ホームページへ掲載し、広報ではQRコード等によりホームページへ誘導してはどうか。2. 支所に提出文書を閲覧（持ち出し禁止）可能にしてはどうか。

【結論】議運で協議をする。

→議運の結果を次回の広報委員会で協議。

9時27分～9時32分 【休憩】

10時11分～10時20分 【休憩】

11時26分～11時31分 【休憩】

12時00分～13時00分 【休憩】

13時58分～14時10分 【休憩】

○新田委員長 以上で、本日の委員会を終了する。

【閉会 16:03】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会広報特別委員会委員長